

令和 7 年 度

苫小牧港管理組合定期監査及び  
財政援助団体等監査の結果報告

苫小牧港管理組合監査委員



この定期監査及び財政援助団体等監査は、苫小牧港管理組合監査基準に準拠し実施した。

## 1 監査執行者

監査委員 佐藤 則子

監査委員 神山 哲太郎

## 2 監査の種類及び範囲

### (1) 定期監査

令和6年度に執行した収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びその他財務に関する事務

### (2) 財政援助団体等監査

#### ア 財政援助団体

苫小牧港管理組合が補助金等の財政的援助を与えている団体で、苫小牧港管理組合に事務局があり、職員が出納事務を担当するものが令和6年度に執行した当該補助金等に係る出納その他の事務

#### イ 出資団体

苫小牧港管理組合が出資している団体で、令和4年度から令和7年度までの間に執行した当該出資に係る出納その他の事務

## 3 監査の対象

### (1) 定期監査

総務部、施設部、出納室

### (2) 財政援助団体等監査

#### ア 財政援助団体

みなとオアシス苫小牧運営協議会、苫小牧港利用促進協議会

#### イ 出資団体

一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会、一般社団法人日高管内漁業振興協会

#### 4 監査の期間

令和7年7月22日から8月30日まで

#### 5 監査の重点項目

過去の監査結果の指摘等を踏まえ、リスクの高い事務について次のとおり監査の重点項目とし、重要な点とした。

- ・収入事務
- ・支出事務
- ・契約事務
- ・財政援助団体等事務

#### 6 監査の実施内容

監査の方法は、監査の対象部局からあらかじめ資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を受け、抽出した関係書類を検査した。

##### (1) 定期監査

##### ア 収入事務関係

使用料等の収入を対象とし、許可申請から収入の整理に至るまでの事務を許可書、調定簿、収入原簿、現金出納簿等の関係書類に基づいて監査した。

##### イ 支出事務関係

物品購入、補助金の交付、業務委託、工事、旅費等に係る支出、資金前渡事務を対象とし、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務を支出負担行為伺書、補助金交付決定書、契約書、資金前渡精算書、支出命令書等の関係書類に基づいて監査した。

##### ウ 財産管理事務関係

公有財産の維持管理及び物品の出納保管を対象とし、財産管理記録書類の整理状況、備品台帳等関係書類の整備等について、備品台帳、各受払簿等の関係書類に基づいて監査した。

## (2) 財政援助団体等監査

### ア 財政援助団体

当該補助金等に係る出納その他の事務について、補助金交付申請書、補助金交付決定書、収支精算報告書等の各関係書類に基づいて監査した。また、現金出納及び現金保管の内容について、関係書類に基づいて監査した。

### イ 出資団体

出資法人の当該出資に係る出納その他の事務について、定款、各種規程等に基づいて監査した。

## 7 監査の結果

### (1) 定期監査

上記により監査した限り、監査の対象となった事務が、重要な点において、法令に適合し、正確に行われていると認められるが、次のとおり一部において是正、改善等の措置を求める事項が見られた。

自動販売機設置に係る、行政財産の目的外使用（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による使用をいう。）の使用料に関し、苫小牧港管理組合公有財産規則（昭和 40 年 7 月 1 日規則第 3 号）第 2 条において準用する苫小牧市公有財産規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 24 条において準用する第 28 条の規定により、当該使用料に加算する電気料金について、算定金額の端数処理誤りにより、過少に請求しているものがあつた。

電気料金の端数処理については、当該事務処理について、苫小牧港管理組合においても準拠が求められる「市有施設への自動販売機設置に係る事務処理基準について」（平成 30 年 1 月 22 日財政部長通知）に基づき、適正に処理する必要がある。

### (2) 財政援助団体等の事務

#### ア 財政援助団体

上記により監査した限り、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助

に係る出納その他の事務の執行が、重要な点において、当該財政的援助の目的に沿って行われていると認められるが、次のとおり一部において是正、改善等の措置を求める事項が見られた。

苫小牧港利用促進協議会の一般会計決算において、事業収入である「苫小牧港セミナーin 東京 2024」の会費を事業収入として計上せず、支出から同額を差し引く形で処理しているものが見られた。

これは、会計収支を相殺したものであり、地方自治法第 210 条の総計予算主義の趣旨に反する不適切な事務処理である。

#### イ 出資団体

上記により監査した限り、監査の対象となった出資法人の当該出資に係る出納その他の事務の執行が、重要な点において、当該出資の目的に沿って行われていると認められる。

### 8 監査意見

この度の定期監査において、指摘事項以外の財務事務においても、改善を要する事項や軽微な事務処理の誤りが見られたことから口頭指導を行った。

今回指摘事項とした財産管理事務における行政財産使用料に関するもの及び財政援助団体等事務における会計処理に関するものは、いずれも事務の根拠となる法令や規則、マニュアル等に基づいて執行されていなかった。

今後は、現在行っている事務の根拠となる法令やマニュアル等を改めて確認し、それらを正しく理解するとともに、組織としてのチェック体制を徹底することで、適正な事務処理に努められるよう望むところである。